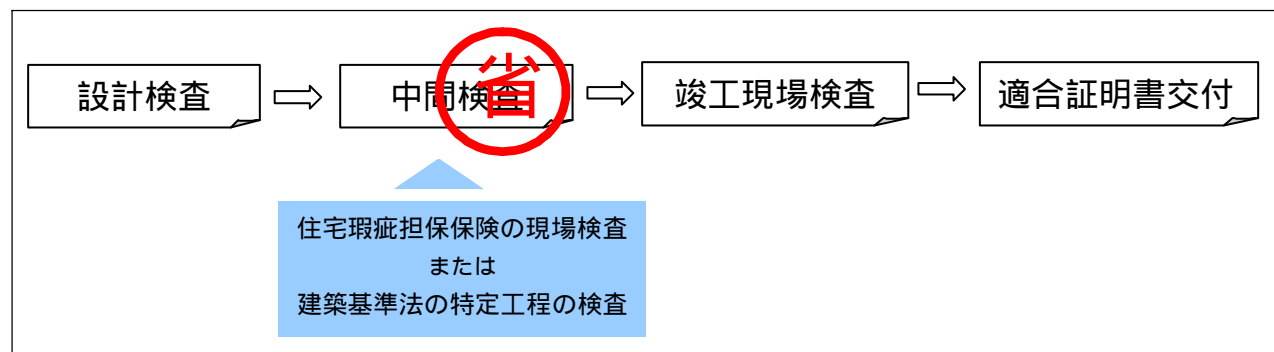


【フラット35】の適合証明手続きの改正について

「住宅瑕疵担保責任保険」又は「建築基準法」に基づく特定工程の検査を実施するものについて、申請者の申請に基づき、中間現場検査を省略します。

【一戸建て・連続建て・重ね建て】

「住宅瑕疵担保責任保険」又は「建築基準法」に基づく特定工程の検査を実施するもので、次の及びの要件に該当するものについては、申請者の申請に基づき、中間現場検査を省略することができることとしました。（この場合、設計検査と竣工現場検査だけを行います。）



ご利用条件

「住宅瑕疵担保責任保険の躯体工事完了時の現場検査」又は「建築基準法に基づく特定工程の中間検査（機構の定める中間現場検査を行うことが可能な時期に実施するものに限り、）」を実施する日までに、適合証明の設計検査の申請を行うこと。

適合証明の検査と住宅瑕疵担保責任保険又は建築基準法に基づく特定工程の検査を同一機関で実施すること。

適用時期

平成21年10月1日以後の設計検査申請分から適用します。

詳しくはコチラ

http://www.flat35.com/kaitei/tyuukan_syouryaku.html

《問い合わせ先》 住宅金融支援機構 お客様コールセンター

0570-0860-35

IP電話などで上記電話がご利用いただけない場合は、048-615-0420